

1. 社会認識

1. 社会認識

今日は高度技術社会である。この数十年間で科学技術は目覚ましい進歩を遂げ、DNA、声紋等で個人を識別することが容易になった。このことは、刑事事件において主観的な自白ではなく、客観的証拠による犯人の特定を可能にした。並行して、第二次世界大戦後、日本はアメリカ法を接受し、戦前の軍国主義体制下での国民の人権侵害の反省を踏まえ自白証拠のみによる逮捕を禁止した。しかし、日本は自白中心主義である中国の律令制に 1000 年以上親しんでおり、今日においても自白偏重の傾向は強く残存している。このことは、「ホシを落とす」「吐かせる」といった表現が私たちに馴染み深いものとなっていることから明らかである。

また客観的証拠が求められた 1950 年代、1960 年代においてもその科学的根拠は乏しいものであった。DNA に個人を識別する能力が正式に認められたのは 1980 年代のことであるし、音声で個人を識別する技術(サウンド・スペクトロニクス)が実用化されるに至ったのは 1990 年代のことである。現在の DNA 鑑定的一致率は であるが、DNA 鑑定的一致率は数百分の一であった。

重大で、判決に疑念が残る事件については、決定的証拠が保全されている。また判決が疑わしい事件については、たとえ死刑判決が出ていたとしても執行命令は猶予され、収監が維持されている。このことから今日の技術をもってすれば無実が証明できる人々が多々いることが分かる。実際 2014 年に再審無罪が確定した袴田事件において、保全されていた証拠の再鑑定により容疑者の潔白が証明された。しかし、再審開始のハードルは高く、戦後 70 年を経た今日でもなお、再審の疑いありとして死刑執行を猶予されていた容疑者の獄死、および遺族の死亡により真相が葬り去られるケースが相次いでいる。

2. 理想社会・問題意識

私の理想社会像は「調和する社会」である。調和する主体は個人と共同体であり、個人により重きを置く。調和した状態とは「共同体が個人の利益のために存在しており、そこでは、個人は自発的に共同体に貢献する。その結果相互に利益が拡大していく」状態のことを指す。しかし、個人の自発的な行動は、共同体に貢献するものだけでなく、共同体に影響を与えない完結した行動および共同体に悪影響を及ぼす行動も考えられる。したがって、個人の自発的な貢献を促すためには、共同体の構成員によって作られた決まり事である制度が必要である。この制度は、例えば、共同体に悪影響を及ぼす個人の行動については罰則を設けるなどリスクを付与する。しかし、制度は個人を侵害することもある。したがって、制度は逐次、個人個人により監視され、是正されなければならない。

私の問題意識は「禁錮刑以上の冤罪」である。なぜなら、禁錮刑以上の冤罪被害者は、共同体により身体自由の侵害を被り、共同体への自発的な貢献を妨げられ、さらに参政権を剥奪されているため制度に対する逐次的な監視及び是正を行うことができないという 3 点において理想社会像に反しているからである。

3. 現状分析

3-0 冤罪の定義

冤罪とは「無実の者が有罪判決を受けること」を指す。また、これに対し「誤判」とは、誤った判決をいい、誤った有害判決だけでなく誤った無罪判決も含む。また犯人でない者が誤って有罪とされる冤罪の場合だけでなく犯人

である証拠が十分でない者が有罪とされる場合、犯人ではあるが無罪となるべきなのに誤って有罪とされる場合(例えば正当防衛が無罪となるべきなのに有罪となる場合など)なども含む。

今回は、最も誤判の程度が高いため、犯人でない者が誤って犯人とされ有罪とされる「冤罪」型の誤判を取り上げる。

3-1 冤罪の現状

日本における刑事裁判が深刻な冤罪、誤判問題を抱えていることが明らかになったのは1970年代中ごろからである。以下に、1970年代以降に**再審開始・再審無罪**となった、**主な事件**の一覧表を掲げる

事件名	事件の発生日	内容	身柄拘束日	原 裁 判			最初の再審請求日	再審開始決定月日	再審無罪判決言渡月日
				第一審	控訴審	上告審			
梅田事件	'50. 10. 10	強盗殺人	'52. 10. 2	'54. 7. 7 無期懲役	'56. 12. 15 控訴棄却	'57. 11. 14 上告棄却	'72. 10. 31	'82. 12. 20	'86. 8. 27 無罪
島田事件	'54. 3. 10	強姦殺人	'54. 5. 24]	'58. 5. 23 死刑	'60. 2. 17 控訴棄却	'60. 12. 15 上告棄却	'61. 8. 17	'86. 5. 29	'89. 1. 31 無罪
貝塚事件	'79. 1. 21.	強姦殺人	'79. 1. 27	'82. 12. 23 懲役10年	/	/	'86. 6. 23	'88. 7. 19	'89. 3. 2 無罪
榎井村事件	'46. 8. 21	殺人	'46. 8. 28	'47. 12. 8 無期懲役	'48. 11. 9 懲役15年	'49. 4. 28 上告棄却	'90. 3. 19	'93. 11. 1	'94. 3. 22 無罪
足利事件	'90. 5. 12	殺人	'91. 12. 2	'93. 7. 7 無期懲役	'96. 5. 9 控訴棄却	'00. 7. 17 無期懲役	'02. 12. 25	'09. 10. 21	'10. 3. 26 無罪
布川惟謙	'67. 8. 28	強盗殺人	'67. 10. 10	'70. 10. 6 無期懲役	'73. 12. 20 控訴棄却	'78. 7. 3 上告棄却	'01. 12. 6	'09. 12. 14	'11. 5. 24 無罪
東電OL事件	'08. 4. 8	強盗殺人	'97. 5. 20	'00. 4. 14 無罪	'00. 12. 22 無期懲役	'03. 10. 20 無期懲役	'05. 3. 24	'11. 7. 21	'12. 11. 7 無罪
袴田事件	'66. 6. 30	放火殺人	'66. 8. 18	'68. 9. 11 死刑	'76. 5. 18 控訴棄却	'80. 11. 19 上告棄却	'81. 4. 20.	'14. 3. 27 再審開始決定	

主な再審無罪事件及び再審開始事件¹

この表を見て気が付くのは、以下の2点である。

- ・ 誤判であることが裁判所によって認められ再審無罪の判決が下されるまで、ほぼ30年の長い年月がかかっている
- ・ 1940年代、1950年代に発生している事件の占める割合が高い。このことは、戦後混乱期という限られた時代に意、重大な冤罪、誤判が生じたという印象を与える。

¹ 小田中聰樹『冤罪はこうして作られる』講談社現代新書1993年 作中表よりレジユメ作成者加筆

しかし、再審請求中および再審の開始された事件をみると、その印象は正しくないことが分かる

事件名	事件の発生日	内容	身柄拘束日	原 裁 判			最初の再審請求日	現在の状況
				第一審	控訴審	上告審		
名張事件	'61.3.28.	殺人	'61.4.3	'64.12.23 無罪	'69.9.10 死刑	'72.6.15 上告棄却	'74.10.31	'13.10.15 特別抗告棄却
マルヨ事件	'66.12.5.	強盗 放火 殺人		'68.12.14 死刑	'70.3.20 控訴棄却	'70.11.12 上告棄却		'12.3.29 第6次再審請求棄却
大崎事件	'79.10.15	殺人	'79.10.18	'80.3.31 懲役10年	'80.10.14 控訴棄却	'81.1.30 上告棄却	'95.4.19	'14.7.15 第二次再審請求棄却
日野町事件	'84.12.28	殺人	'88.3.9	'95 無期懲役		'00.9.27 上告棄却	'01	'12.3.30 第二次再審請求
福井事件	'86.3.19	殺人		'00.4.14 無罪	'95.2.9 懲役7年	'97.11.14 上告棄却	'04	'13.3.6 再審開始取消
東住吉事件	'95.7.22	放火 殺人	'95.9.10	'99.5.18 無期懲役	'04.12.20 控訴棄却	'06.11.7 無期懲役		'12.9.18 特別抗告棄却

再審請求中及び再審請求棄却等に終わった主な事件²

もともと、元被告人が再審を請求しても裁判所がそれを認めて再審開始を決定しない以上、冤罪であるということとはできない。しかし、以上に取り上げたものはすべて法律の専門家である弁護士によって構成されている日本弁護士連合会が厳密な調査の下、再審請求支援を行っている事件である。過去の再審無罪事件はほとんど日弁連の援助を受けていた事件であり、日弁連が、被告人等の死亡以外の要因で援助を打ち切った例はないことから、これらの事件についても冤罪の疑いが強いと推定される。

一方、確かに冤罪被害は存在するがその量は微々たるものであるという指摘がある。すなわち、確かに裁判は常に正しくあるべきであるが、裁判も不完全な人間の営みであり、例外的に誤りが生じるのはやむを得ないことであるという指摘である。

確かに、有罪判決後、再審無罪判決を得た事例は全体の有罪事件件数と比較するとごくわずかである。以下に、2008年から2010年までの有罪人員数および再審請求数を示した。

² 日本弁護士連合会『えん罪原因を調査せよ』勁草書房2012年 付録よりレジユメ作成者加筆

年	有罪人員数		無罪人員数(通常第一審のみ)	再審請求 新受入数	再審請求	
	通常第一審	略式手続			既済人員数	再審開始 決定人員数
‘08	78,276	468,162	72	221	224	6
‘09	76,590	437,848	68	242	194	6
‘10	72,716	406,445	80	222	203	5
累計	227,592	1,313,455	220	685	621	17
平均	75,864	437,818	73	228	207	5.6

2008年から2010年までの有罪人員数および再審請求数³

この表を見て分かることは、第一審で有罪となる人は最近3年間の**平均年間約50万人**で、その内略式手続(検察側から提出される書面だけに基いて非公開で裁判する簡便な手続き)による第一審有罪が年間約40万人、通常の手続による第一審有罪が年間約7万人である。

一方、**再審請求人員数は、年間200余人**、再審開始人員数は年間数人である。

このように、統計の数字を眺めると、有罪判決の中で誤判だとして争われるのは50万のうちのせいぜい200程度に過ぎず、さらにその内**再審開始・再審無罪まで到達するのはわずか数人**であるから、冤罪及び誤判問題は微々たる問題にすぎないように思える。

しかし、誤判には再審のルートに乗らない暗数が多いことに注意しなければならない。刑事訴訟法を専攻する東北大学名誉教授小田中聡樹は著書『冤罪はこうして作られる』(1993年)の中で冤罪の暗数に関する興味深い考察を行っている。30年前のデータではあり、近年科学技術の進歩は目覚ましく、DNA鑑定等の精度は上昇しているため現在に適用することはできない)全国の弁護士11,687名に対して行われたアンケートに対し、**683名**が自分の担当した刑事事件弁護の経験で**誤判または誤起訴と思われる事件**があったと回答しているのである。その数は次の表のように**1270件**に上っている。

判定結果	件数(件)		1,270に対する割合
一審無罪確定事件	415		33
上級審で有罪判決が破棄され、無罪が確定した事件	破棄事犯による無罪	246	25
	差戻審で無罪	67	
再審で無罪が確定した事件	7		1
有罪確定事件	435		34

(日弁連第24回人権擁護大会シンポジウム第1分科会資料「刑事裁判と誤判原因」資料集, 1981年, 29~30頁より)
第一次アンケート調査により**誤判(誤起訴)と思われる1,270件の事件**の判決結果別件数⁴

この調査によれば、この1270件のうち、728件が第一審または上級審で誤判・誤起訴を是正され、7件が再審で是正されているが、その一方で有罪判決が確定したけれども誤判であると思われる事件(有罪確定事件)が435件ある。ということは、**再審無罪事件7**に対して、**冤罪の暗数が435件**もあるということである。もちろん、これは30年前

³ 警察庁『平成〇年度犯罪白書』よりレジュメ作成者が作成

⁴ 日弁連第24回人権擁護大会シンポジウム第1分科会資料「刑事裁判と誤判原因」資料集, 1981年, 29~30頁

のデータであり、この数十年で科学技術は発展し、DNA 鑑定の精度も飛躍的に向上していることから、もちろん現在にそのまま適用することはできない。しかし、2002 年に生じた**婦女暴行事件が虚偽自白に基づく冤罪**であったこと、2007 年に発生した**郵便局長不正事件が検事による証拠のねつ造**によるものであったことなどから、依然として誤判は存在しつづけていると言える)

彼は、この推計は、担当弁護士の主観的な判断・認識を基礎にしたものなので客観性には限界があると指摘しながら、認識が困難な暗数を導くうえで意味があると述べている。

3-2 冤罪救済の現状

日本では、冤罪であると主張する人々を救済する仕組みとして**再審制度**がその役割を担っている。しかし、再審無罪判決前に要した期間をみれば救済のプロセスは容易なものではないことが、以下の表から見て取れる。

事件名	事件発生	再審無罪まで	無罪確定年
吉田	1913	50 年	1963
加藤老	1915	62 年	1977
榎井村	1946	48 年	1994
免田	1948	35 年	1983
財田川	1950	34 年	1984
梅田	1951	35 年	1986
徳島ラジオ商	1953	32 年	1985
島田	1954	35 年	1989
布川	1967	44 年	2011
貝塚ビニールハウス	1979	10 年	1989
足利	1990	20 年	2010
氷見	2002	5 年	2007

主な再審無罪事例⁵

判例上には確定判決に「合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性」があれば再審は開始されることになってはいるものの、現実には、確定判決を覆すだけの心証を裁判所に抱かせ再審決定にまでたどりつくには、途方もない時間と労力が要求されているのが実態である。

3-3 冤罪原因究明の原因

将来にわたって冤罪を発生させないためには、冤罪への根絶に向けた具体的な制度改革が必要となる。しかし、**現在冤罪原因究明のための取り組みは、法務省においても、国会、検察、警察においてもなされていない。**郵便局長不正事件をうけて検事の在り方に対する委員会が 2011 年結成されたに留まる。

⁵日弁連えん罪原因究明第三者機関ワーキンググループ 編著『えん罪原因を調査せよ』勁草書房

4 原因分析

4-1 冤罪が生じる原因

布川事件と松山事件を比較して冤罪が起きる原因を一致法により分析する。⁶

松山事件

A 事件の概要 1955年（昭和30）10月18日、宮城県松山町で、幼児を含む一家4人が殺害され、住まいに放火された事件。近在の斎藤幸夫さん（当時24歳）が逮捕・起訴した。1960年（昭和35）11月、最高裁で死刑判決が確定。斎藤さんは無実を訴えて再審請求を繰り返した。再審段階で検察側から裁判不提出記録が開示され、昭和59年7月に無罪判決。29年ぶりに死刑台からの生還を果たした。この時、53歳。この事件の捜査・起訴・裁判でも、冤罪事件共通の要因が多く見受けられる。

B 自白の強要 捜査は難航し、迷宮入りがささやかれました。事件発生後“素行不良者”の一人として目を付けられていた斎藤幸夫さんを逮捕に踏み切った。逮捕直後から始まったこの事件の取調べでは、当夜の行動・アリバイを追求され、連日、過酷な取調べにより自白を強要されました。2. これに加え、逮捕の翌日から一週間、前科5犯の人物と同じ留置室に入れられたのです。斎藤さんはこの人物から「ここに来たらやらないことでもやったことにして、早く出たほうがよい。裁判になったら本当のことを言うんだ。」とすすめられ、取調べの苦痛から逃れるため、自分が犯人だと認める自白をした。再審無罪判決は、この同房者がスパイとして捜査に利用されたと認めている。さらにこの同房者が、「自白すれば刑が重くはならない。5、6年の刑ですむ。」「警察の代用監獄より拘留所や刑務所の生活の方が快適だ」などと話して自白するように示唆した状況が十分うかがわれるとし、これが、やっていないことを認める“自白”の動機になったと認定された。自白の内容についても、①秘密性のある供述がほとんどない、②供述の変転が多くみられるが、これは斎藤さんが体験していない虚偽の事実を、裏付捜査による知識を反映して変更されたものとみられ、自白の信用性は乏しいと判断。

3. 裁判 有罪判決の根拠となったのは、掛布団の襟当ての血痕群だったが、再審無罪判決では、血痕群の付着状況は髪はあまりにも不自然、不合理であると認めた。そして、証拠上、押収以後に血痕群が付着したと推測できる余地が残されているとし、有罪証明に価値がある証拠とすることはできないと断じた。

布川事件

A 事件の概要 1967年8月30日朝、茨城県北相馬郡利根町布川で、独り暮らしの大工（62歳）が、自宅8畳間において死体で発見されました。解剖の結果、死因は窒息死、死亡したのは28日夜とされた。茨城県警は、10月に入り櫻井昌司さん（当時20歳）と杉山卓男さん（当時21歳）を逮捕。二人は厳しい取調べにより自白に追い込まれ、12月に強盗殺人罪で起訴された。1978年に無期懲役が確定し、第1次再審請求も斥けられ、1996年の仮出獄までの29年間、二人は獄中での生活を強いられた。二人は2001年に第2次の再審請求を

⁶岡部保男『冤罪(誤判)防止コム』(<http://www.enzaiboushi.com/910aboutme/> 2014/9/3 最終閲覧)

申し立て、2005年9月、水戸地裁土浦支部は再審開始を決定し、**2008年**7月、東京高裁も再審開始を支持する決定をしました。検察官の特別抗告により、現在、事件は最高裁第2小法廷に係属している。

B 自白の強要 茨城県警は櫻井さんを犯人と決めつけ、**偽計や脅迫を用いて自白に追い込み**、ついで16日に**杉山さんを逮捕し、「櫻井も自白している」と迫って自白に追い込んだ**。また、警察の取調べが終わり11月上旬に拘留支所に移監された二人が、検察官の取調べに否認すると、二人は12月になって**代用刑事施設に再移監**された。そこで警察官や交替した検察官は、別件起訴後の勾留を利用して自白を迫り、その結果、12月中旬、二人は再度**自白に追い込まれた**。第2次再審請求抗告審の東京高裁決定はこの再移監について、**第2次再審の東京高裁決定はこの再移監について、「虚偽自白を誘発しやすい状況に請求人らを置いたという意味で」、「大きな問題があった」と指摘**している。二人は、代用監獄（警察留置場）でのこうした長期・長時間の取調べにより、自白に追い込まれていき、検察官はその自白を最大の根拠として、二人を強盗殺人罪で起訴した。

C 裁判の判決基準 二人は公判で無罪を主張したが、確定審の裁判所は、**取調官の証言と二人の録音テープを根拠に自白の任意性に疑いはない**とし、二人の自白は現場の客観的状況と合致して信用できるとし、さらに、現場周辺で二人を見たとする6人の証言を、状況証拠、自白の補強証拠、そして二人のアリバイ主張を否定する証拠として高い位置づけを与えた。

この2つの事件には3点の共通点がある。第一の共通点は、**事件と被疑者とを結びつける証拠がほとんどない**にも関わらず、あやふやな情報にもとづく勘を頼りに見込みをたて、その見込みに沿う自白を立てようとしている点である。**第二の共通点は、いったん身柄を拘束した被疑者に自白させるための、強制、暴力、脅迫、詐術、利益誘導をはじめとする、様々な取り調べ方法が駆使され、短時日で虚偽自白をさせることに成功している点である。第三は、代用刑事施設を最大限に活動している点である。**

もちろん。冤罪を生み出す原因は虚偽の自白によるものだけではない。しかし、以下の日本弁護士連合会第24回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会による「刑事裁判と誤判原因」資料集(日弁連, 1981)から、**虚偽自白や共犯者の虚偽自白が冤罪発生の主たる原因となっている**ことが分かる。この報告書は事例研究とアンケートからなる。アンケートでは、全国11687人の弁護人を対象とし、一次および二次調査を行い、それぞれ683人、380人から回答を得ている。

誤起訴・誤判の原因	報告数*	報告者(人)**
捜査の不備	642	105
初動捜査の不備	(162)	24
物証の収集不十分	(137)	20
別件逮捕	(50)	7
自白の強要	(253)	34
証拠の隠滅・偽造	(72)	11
手持ち証拠の不開示	(51)	7
その他	(6)	2
虚偽自白	253	37
共犯者の虚偽供述	196	29

弁護活動の不十分	47	7
鑑定の誤り	96	14.

*重複カウント有

人権擁護委員会による誤起訴・誤判の原因⁷

では、なぜ虚偽自白が生じるのか。場合によっては死刑や無期懲役などの重い刑を言い渡されるかもしれないのに自ら虚偽の自白をすることは、身代わり引き受けなどのケースを除けばありえないはずである。ところがその有り得ないことが現実には生じているのである。

次ページの表において再審無罪事件および再審請求事件について逮捕されてから、被疑者自白に至るまでの日数を表示した。

事件名	日数	事件名	日数
尾田事件	2	梅田事件	2
米谷事件	3	島田事件	3
免田事件	3	名張事件	5
松山事件	5	袴田事件	20
徳島事件	14.	布川事件	6

再審事件及び再審請求事件等 逮捕から第一回目自白までに要した日数⁸

各事件の特性を反映してこの長さは一様ではないが、比較的短時間で自白がなされていることが分かる。比較的短時間の間に追い詰められていくのはどうしてか。それは、松山事件、布川事件における事例研究においても分かるように、取り調べにおいて、**代用刑事施設**という、24時間の監視体制下において、被疑者に絶望的心境に陥れるような**圧迫聴取**を警察が行っているからである。

圧迫的な取り調べ

まず、罪を犯したものが自発的に自らの罪を供述することは少ないため、警察官による取り調べは**圧迫的**なものである。それにより、検挙率を維持している面もある。しかし、前述の事例研究にも示されているように、その一方で罪を犯していない人物が誤って、犯していない罪を供述してしまうこともある。そのため、公判において、取り調べをさかのぼって自白の正統性を参照し、判決の判断材料とすることが重要である。

現在、警察官、及び検察庁が、特別捜査部、特別刑事部、裁判員裁判対象事件についての取り調べの録音・録画を開始した。しかし平成25年4月から9月において、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件（総数1769件）に限ってみると、録音・録画を行った事件は1631件（約**92.2%**）であった。しかし、取り調べの多くは一部分のみの録音・録画に留まっている。取調べの録音・録画を実施した1631件のうち、「全過程の録音・録画」すなわち、

⁷日本弁護士連合会第24回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会による「刑事裁判と誤判原因」資料集（日弁連, 1981）

弁解録取手続を含めて検察官による取調べの全てを録音・録画したものは、**399**件に過ぎない。

実施期間	対象事件等検挙件数	録音・録画実施件数 (実施率)	録音・録画実施回数 (1事件あたりの回数)	録音・録画時間 (1事件あたりの時間)
21年4月～22年3月	4,025	358 (8.9%)	358 (1.0回)	14.4分
22年4月～23年3月	3,880	359 (9.3%)	359 (1.0回)	15.5分
23年4月～24年3月	3,403	1,118 (32.9%)	1,125 (1.0回)	16.7分
24年4月～24年9月	1,852	1,241 (67.0%)	1,689 (1.4回)	30.5分
24年10月～25年3月	1,563	1,396 (89.3%)	2,483 (1.8回)	55.9分
25年4月～25年9月	1,769	1,631 (92.2%)	3,214 (2.0回)	77.8分

9

しかし、取り調べの正当性を確保しなければならない認識が警察・検事において徹底されていないからである。

実際に取り調べを行う末端の警察官にまで取り調べの正統性の認識を徹底させることは困難であるから、法によって規制することが重要となる。

代用刑事施設の使用

代用刑事施設とは、**法務省所管の刑事施設(拘置所)の代用として用いられる警察留置場**のことである。代用刑事施設は平成17年4月1日現在、全国で1286ある。収容定員は19,312人、一日平均被留置者数は14,867人(平成16年)である。

代用刑事施設については日弁連等により消極的な意見がある。以下はその理由である。

- ・**代用刑事施設**は、逮捕された被疑者を司法当局に引致するまでの間、一時とどめ置く場所「逮捕」という行為と、その後の本格的な身柄拘束である「勾留」の中間位位置する**一時的・過渡的**な場所であって、本来、被疑者を勾留すべき場所ではない。

- ・代用刑事施設においては、被疑者が24時間警察間の監視下に置かれるため、被疑者に**心理的圧迫**を与える。それにより、**代用刑事施設は冤罪の温床**となってきた。現在、日弁連等が代用刑事施設は冤罪の温床であると訴え、代用刑事施設にかわる法務省管轄の拘置所創設あるいは代用刑事施設の警察から法務省への**管轄移行**を主張している。

しかし、一方で警察庁、法務省は代用刑事施設の必要性を訴え、法務省管轄の拘置所の設立には消極的である。

理由は2点ある。第一に、警察留置場は**都道府県が独自の財源**で設置しているものであり、その要員も**都道府県の地方公務員**であるなど警察留置所の法務省への移管は現実的でない。第二に、現状では、実務上、起訴前は代用監獄に勾留し、捜査が終了した被告人は、順次拘置所に移管するというのが現状では主流となっているからである。このことは平成16年現在**98%もの被疑者が代用刑事施設に勾留**されており、**拘置所に留置されている被疑者はわずか1.7%に過ぎない**ことから分かる。**適正かつ迅速な捜査**のためには代用刑事施設が必要である、と主張する。¹⁰

4-2 冤罪救済が不十分な原因

4-2-1 再審請求

⁹警察庁『警察における取り調べの録音・録画の試行の実施状況について』

(https://www.npa.go.jp/sousa/kikaku/record/H260729_joukyou.pdf#search=%E5%8F%96%E8%AA%BF%E3%81%B9+%E5%B9%B3%E6%88%9025%E5%B9%B4%E5%BA%A6) 2014/9/3 最終閲覧)

¹⁰行政法務課『調査と情報』第527号

再審請求される事件と比較して、再審が開始される案件が極端に少ないのは、再審請求が通るハードルが極めて高いからである。

刑事訴訟法には、再審請求が受理される理由には大きく分けて3種ある。第一に、原判決の証拠が偽造などの場合として、①原判決の証拠が偽造等であった場合、②原判決の証拠が虚偽であった場合、③誣告(ぶこく)罪(わざと事実を偽って告げる)の場合、④裁判の変更の場合、⑤権利侵害の事件につき権利が無効となったとき、がある。第二に、関与裁判官に職務犯罪があった場合である。そして、第三は、新証拠を発見した場合である。

*これらのうちとくに重要なのは第三の新証拠を発見した場合である。すなわち、有罪の言渡しを受けた者に対し無罪もしくは免訴を言渡し、刑の言い渡しを受けた者に対して刑の免除を言渡し、または原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠を新たに発見したとき、である。とくに問題となるのは、ここにいう無罪を言い渡すべき「明らかな証拠を新たに発見したとき」の意義についてである。いわゆる「証拠の新規性」と「証拠の明白性」である。

証拠の新規性 証拠を「あらたに」発見したという要件

証拠の明白性 証拠の明白性については、その明白性の程度とその判断方法により二通りの考え方がある。第一節は、再審理由は無罪の高度の蓋然性がある場合にのみ認められ、「疑わしきは確定力の利益に」と考えるべきであるとする。しかし、そうなると、「無実」の証拠(例えば真犯人)でも発見しない限り再審理由は認められないこととなる。第二節は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠かどうかについても「疑わしきは被告人の利益に」の原則が適用されるとする。

すなわち、再審が開始されるためには、**最初の裁判とは全く異なる証拠**、もしくは、**明らかに再審をする必要性があるような証拠**が必要となる。

この証拠の新規性、明白性が認められるのは非常に困難なのである。¹¹

4-3 冤罪原因究明が不十分な原因

誤っていたと思しき裁判がどのようなようだったか調査するためには、実際に裁判で用いられた証拠を可能な限り多く収集することが、冤罪原因究明を目的とする調査の実効性を確保するための重要な要素となる。しかし、第三者機関が裁判官や裁判所を対象に調査することは司法権の独立を侵害するのではないかという問題があり、実際に、冤罪原因究明を行える期間は、行政機関及び立法機関に限られる。すなわち、法務省あるいは国会である。しかし、この2者による調査であってもなお、司法領域の侵害については、様々に議論の余地がある。宮沢俊義は「議員の国政調査権と司法権の独立」『憲法と政治制度』(1968年)において「あらゆる現実の諸条件を考えた上で、社会通念上、裁判官がただその良心に従い、独立に裁判を行うことに対して、事実上、重大な影響を及ぼす可能性のある行動に該当しないように行使しなければならない」と述べている。具体的には、①立法権・行政権による現に裁判所に係属中の訴訟手続きへの干渉は一切禁止される、②他の国家機関による判決内容の批判はいかに定説であろうとも許容されないという原則が要請されるのである。¹²

5 政策

5-1 冤罪防止に対する政策

¹¹ 田口守一著『刑事訴訟法』弘文堂 2009年

¹² 日弁連えん罪原因究明第三者機関ワーキンググループ 編著『えん罪原因を調査せよ』勁草書房

政策①取調べの全面可視化

取り調べの正当性を確保するためには、**取り調べ全過程の録音・録画**が不可欠である。なぜなら、取り調べ過程内の都合の良い部分だけが記録され、かえって容疑者の不都合となることが考えられるからである。

政策②代用監獄制度の是正

原因分析より、拘置所の増設あるいは代用刑事施設の警察から法務省への管轄移行という政策は、事実として代用刑事施設における留置が原則化している、また、財源の都合上実際には困難であるという二点の理由により、法務省および検察は消極的であることを示した。

しかし、一点目の理由については、現状を変える必要がある場合には原則だとしても変える必要があるため妥当ではない。代用刑事施設が24時間監視体制にあり、被疑者の衣食住の担保を取調官である検察が担うことから虚偽自白を生み出しやすい構造であることから、現状を変える必要性は十分である。しかし、二点目の理由については、留置所の増設は数千億単位の費用が掛かる概算もあり、新たな拘置所の増設あるいは法務省への管轄移行は困難であるといえる。

よって、代用刑事施設の管轄権は警察に**維持**しつつ、虚偽自白を生み出す恐れをなくするため、(a)起床、就寝、食事など日課の時間割を管理し、警察による恣意的な変更は禁止する。(b)テレビ電話、簡易な台所などを設置し、警察官以外の人、あるいは供述以外の行動を行わせ、理性的な判断ができるような心のゆとりを担保する。これは韓国やイタリアなどでも実施されていることである。¹³

5-2 冤罪救済に対する政策

原因分析より、再審が開始されるためには、明白な証拠が無ければならない。したがって、再鑑定を行うことが重要となる。

証拠の再鑑定が裁判における再審無罪判決に有用であることはアメリカ合衆国における「イノセンス・プロジェクト」と呼ばれる冤罪救済の取り組みが成功していることから分かる。

「イノセンス・プロジェクト」とは、DND 鑑定のような最先端の科学技術を活用したロースクールを拠点とする誤判救済機関として1993年に創設され、現在では独立したNPOになっている。「イノセンス・プロジェクト」のウェブサイトによれば、DNA鑑定によって無実が明らかになった者の数は、すでに292人に上っている。無実が明らかになったものの中には、死刑囚のように最も重い刑を科された者が少なくない。米国民間団体・死刑情報センター(Death Penalty Information Center)によれば、1973年以降に誤判が発覚した結果、死刑が撤回された元死刑囚の数は26州、140人に上り、その多くは1990年代以降に集中している。¹⁴

しかし、鑑定機構を新たに整備することには数千億の費用がかかり、法体系が異なり、冤罪の暗数も異なるため、NPO 団体としての鑑定プロジェクトが施行されたアメリカ合衆国同様に鑑定プロジェクトを整備することは現状難しい。よって現状、鑑定を行う主な主体は科学警察研究所あるいは、私費で鑑定が行われる民間鑑定業者であることを前提として、以下の二つの政策を提示する

政策③DNA 鑑定の再鑑定を受ける権利の保証と手続きに関する法制化

政策④DNA 鑑定資料の全量消費を防止するための法整備

¹³小池振一郎,青木和子 編『なぜ、いま代用監獄か : えん罪から裁判員制度まで』岩波書店 2006 年

これは、政策③は再審請求がなされた事案については、即時に科学警察研究所が無償で再鑑定を行い、再審判断をする裁判所に鑑定書を送付するというものである。政策④はこの制度を補完する政策であり、再審請求がなされた際の再鑑定を保証するため原裁判に使用する際、DNA鑑定に用いられる血液など、判断基準となった証拠を消費される証拠についても保全するというものである。

5-3 冤罪原因究明に対する政策

証拠品を収集し、冤罪原因を調査するためには、司法権に法的拘束力はないまでも影響力を及ぼし植える行政府あるいは立法府に限られる。国会は主権者から選ばれた国会議員からなり、冤罪被害者により近い存在であるため、国会に冤罪原因究明委員会を設置する。

政策⑤国会に冤罪原因究明委員会を設立する

また、司法権は独立しなければならないものであるから、現在公判中の冤罪事例は研究対象として扱わない。

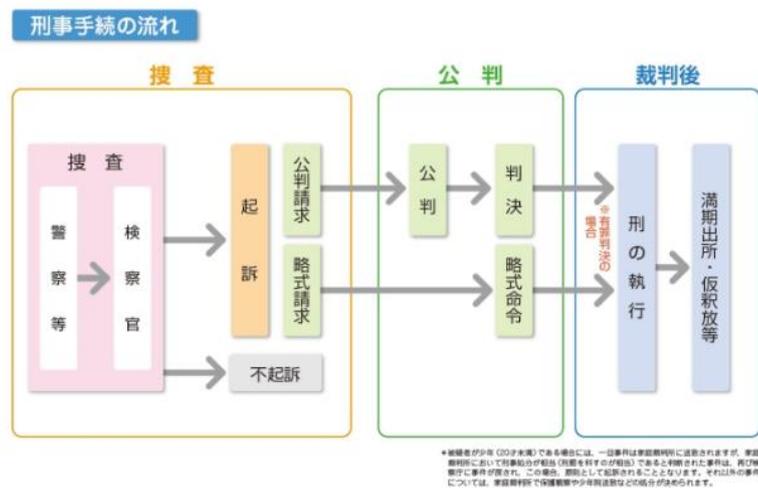
政策⑥調査の対象とする冤罪事例は、再審無罪判決が決定し、司法管轄を離れた事例に限る

政策⑦国政調査権を根拠に、司法に証拠などの調査協力を依頼する

これについて法的拘束力はない。その際、委員会の独立性と中立性を確保しつつも、実効的な調査の遂行、調査報告書の問い扱いについて、刑事司法機関からの協力を可能な限り得ることができるよう、冤罪事件の解決が刑事司法に対する国民の信任を回復・維持し、結果として、適正な刑事裁判を行えるようになる旨を述べる。

付録 刑事手続きの過程

刑事手続きは、捜査、公判、裁判後の三段階からなる。



刑事手続きの過程¹⁵

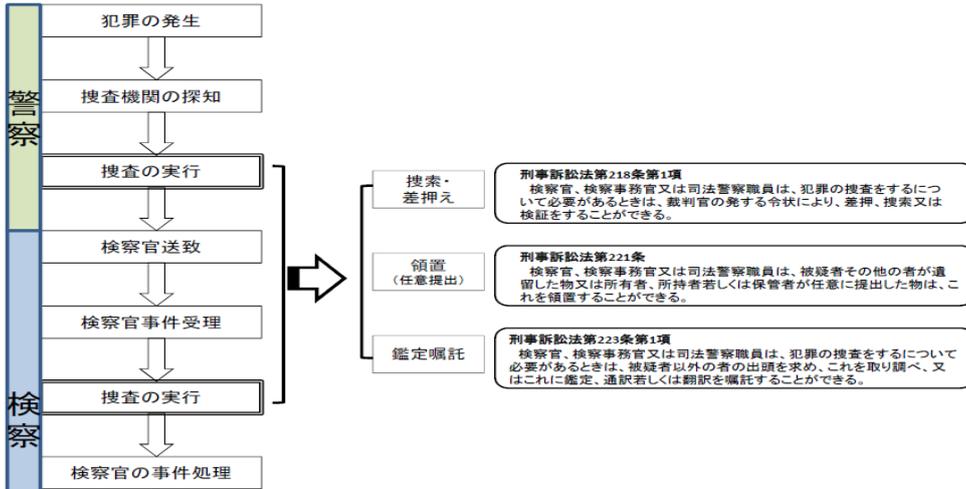
A) 捜査

捜査は、捜査機関による職務質問や、検問、検視等によって犯罪が明るみになった場合か、捜査機関以外の者による被害者届、告訴、自首などの届け出によって犯罪が明らかになった場合に開始される。

捜査機関は、犯罪があると思われるときは、証拠を収集しなければならない。証拠には、物的証拠と供述証拠があるが、適正な捜査を進めるためには、とりわけ物的証拠の収集が重要である。物的証拠の収集にも、国民の基本的

¹⁵ 法務省『検察庁と刑事手続きの流れ』(http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-1.html 2014/9/3 最終閲覧)

権を侵害する恐れがあるため、裁判官の事前チェックを必要とする強制処分(創作、押収、検証、鑑定)と、その必要のない任意処分(現場検証)がある。



犯罪事実解明のためには供述証拠も必要である。供述証拠には、被疑者の供述と皮膚者以外の者(被疑者、目撃者などの参考人)の供述がある。供述の収集方法としては、被疑者の供述は取り調べにより、被疑者以外の者の供述は取り調べによる場合と証人尋問による場合とがある。

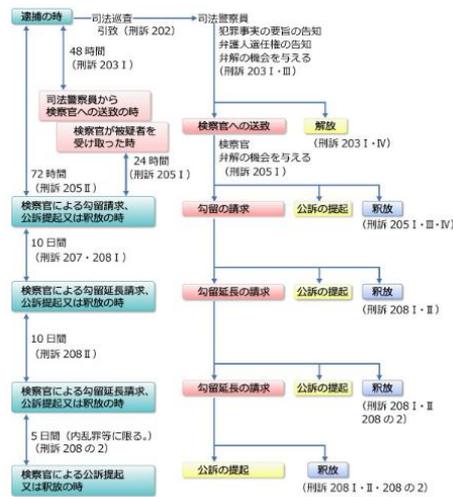
被疑者の取り調べ

犯罪の捜査は、司法警察職員と検察官が行う

司法警察職員 司法警察職員としての職務を行うのは警察官である。警察制度は、内閣総理大臣が所轄し、国家公安委員会が管理する警察庁と。都道府県知事が所轄し、都道府県公安委員会が管理する都道府県警察がある。

検察官 検察官は、必要と認めるときは犯罪の捜査を行い、検察事務官は、検察官の指揮を受けて、犯罪の捜査を行う

- * 警察捜査と検察捜査 警察捜査が終了して、事件が検察官に送致されると、検察捜査が行われるというのが法のモデルである。したがって、検察捜査は、補充的に捜査するのが原則である。しかし、①身柄事件の捜査については、送致後も警察留置場(代用刑事施設)に勾留されることが多いことから、検察捜査と警察捜査が一体的に行われる傾向にあること、②検察官直受事件の検察捜査は、その性質上警察捜査と変わらないことなどの現実から、両社はあまり現実に区別されない



16

B) 公判

公判あるいは公判手続きとは、広義では公訴提起から裁判の終局的確定に至るまでの訴訟手続きの全体を意味するが、狭義においては公判期日に公判廷においておこなわれる訴訟手続きのみを意味する。公判手続きにおける訴訟主体は、裁判所、検察官および被告人であり検察官および被告人を当事者という。検察官については前述したので、ここでは裁判所と被告人および被告人の補助者である弁護人についてふれる。

裁判所 (i) 裁判所の意義 裁判所については、2つの意義がある。第1は、国法上の意義における裁判所であり、司法行世間をお行使する司法行政官庁としての裁判所と、裁判所の全職員を含めた単位である官署としての裁判所に分かれる。第2は、訴訟法上の意義における裁判所であって、官署としての裁判所に属する裁判官または裁判官と裁判員で構成される裁判権を執行する機関を意味する。

(ii) 裁判所の種類と構成 裁判所は、最高裁判所と下級裁判所に分かれ、下級裁判所としては、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所および簡易裁判所がある。

最高裁判所は、一か所東京におかれ、最高裁判所長官および14人の最高裁判所判事」により構成される。審判は、最高裁判所長官および14人の最高裁判所判事の合計15名で構成される大法廷と、5名の最高裁判所判事により構成される小法廷とがある。

高等裁判所は、全国8か所におかれ、高等裁判所長官および相応な員数の判事で構成される。審判は、原則としてすべて合議制であり、3名の高等裁判所判事によって行われる

地方裁判所は、全国50か所におかれ、相応な員数の判事および判事補で構成される。審判は、裁判員を伴わない事件については、1人の裁判官による単独制と3人の裁判官による合議制で行われる。裁判員参加事件については、裁判員の参加する合議体で行われる

家庭裁判所も、地方裁判所と同様、全国50か所におかれ、相応な員数の判事および判事補で構成される。審判は、地方裁判所の裁判官事件と同様、単独制と合議制によってなされる

簡易裁判所は、全国438か所におかれ、相応な員数の簡易裁判所判事で構成される。簡易裁判所は1人の裁判官が事件を扱う単独制裁判所である

¹⁶ 法務省『捜査手続きの流れ』 (http://www.moj.go.jp/keiji1/kanbou_kenji_02_02_01_index.html 2014/9/3 最終閲覧)

被告人・弁護人 (i)被告人 被告人とは、控訴を提起された者をいう。被告人は、訴訟の当事者として検察官と対等の地位にある、もっとも、事実上は、検察官と被告人とでは、その権限に大きな差異があり、被告人の地位が劣位にあることは否定できない。そこで、当事者平等の原則を実現するために、被告人にはさまざまな権利が認められている。

当事者としての基本的権利	黙秘権、弁護権、国選弁護人請求権、接見交通権
身柄関係	勾留理由開示請求権、勾留取消請求権、保釈請求権
証拠関係	証人審問権、証拠開示請求権、証拠保全請求権、証拠調請求権、証明力を争う権利

C) 裁判後

非常手続 裁判が確定すれば手続きは終了し、再度これをむしかえすことは許されない。しかし、裁判に重大な誤りのあることが判明したときに、これを放置することは正義に反する。そこで、非常手続として、事実誤認から被告人を救済する制度としての再審制度と法令違反の是正についての非常上告の制度が認められている。

再審 (1)再審の意義 (a)再審は、事実認定の不当を理由にして事実判決に対してなす非常救済手続きである。確定裁判に対する不服申立てである点上訴とは異なり、また、事実認定の不当を理由とする点で、法令違反を理由とする非常上告と異なる。

(b)再審の請求権者は、①検察官、②有罪の言渡しを受けた者、③有罪の言渡しを受けた者の法廷代理人および保佐人、④有罪の言渡しを受けた者が死亡したまたは心神喪失の状態にある場合には、その配偶者、直系の親族および兄弟姉妹である。

(2)再審理由 (a)有罪の言渡しをした確定判決に対する再審請求の理由には大きく分けて3種ある。第一に、原判決の証拠が偽造などの場合として、①原判決の証拠が偽造等であった場合、②原判決の証拠が虚偽であった場合、③誣告(ぶこく)罪(わざと事実を偽って告げること)の場合、④裁判の変更の場合、⑤権利侵害の事件につき権利が無効となったとき、がある。第二に、関与裁判官に職務犯罪があった場合である。そして、第三は、新証拠を発見した場合である。

*これらのうちとくに重要なのは第三の新証拠を発見した場合である。すなわち、有罪の言渡しを受けた者に対し無罪もしくは免訴を言渡し、刑の言い渡しを受けた者に対して刑の免除を言渡し、または原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠を新たに発見したとき、である。とくに問題となるのは、ここにいう無罪を言い渡すべき「明らかな証拠を新たに発見したとき」の意義についてである。いわゆる「証拠の新規性」と「証拠の明白性」である。

証拠の新規性 証拠を「あらたに」発見したという要件

証拠の明白性 証拠の明白性については、その明白性の程度とその判断方法により二通りの考え方があり。第一節は、再審理由は無罪の高度の蓋然性がある場合にのみ認められ、「疑わしきは確定力の利益に」と考えるべきであるとする。しかし、そうすると、「無実」の証拠(例えば真犯人)でも発見しない限り再審理由は認められないこととなる。第二節は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠かどうかについても「疑わしきは被告人の利益に」の原則が適用されるとする。¹⁷

¹⁷田口守一著『刑事訴訟法』弘文堂 2009年

《参考文献》

- 岡部保男『冤罪(誤判)防止コム』(<http://www.enzaiboushi.com/910aboutme/> 2014/9/3 最終閲覧)
- 小田中聰樹『冤罪はこうして作られる』(講談社現代新書 1993 年)
- 行政法務課『調査と情報』第 527 号
- 警察庁『平成○年度犯罪白書』
- 警察庁『警察における取り調べの録音・録画の試行の実施状況について』
(https://www.npa.go.jp/sousa/kikaku/record/H260729_joukyou.pdf#search='%E5%8F%96%E8%AA%BF%E3%81%B9+%E5%B9%B3%E6%88%9025%E5%B9%B4%E5%BA%A6' 2014/9/3 最終閲覧)
- 小池振一郎, 青木和子 編『なぜ、いま代用監獄か : えん罪から裁判員制度まで』(岩波書店、2006 年)
- 田口守一著『刑事訴訟法』(弘文堂、2009 年)
- 日弁連えん罪原因究明第三者機関ワーキンググループ 編著『えん罪原因を調査せよ』(勁草書房、2008 年)
- 日本弁護士連合会第 24 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会実行委員会『刑事裁判と誤判原因資料集』(1981 年)
- 法務省『捜査手続きの流れ』(http://www.moj.go.jp/keiji1/kanbou_kenji_02_02_01_index.html 2014/9/3 最終閲覧)
- 法務省『検察庁と刑事手続きの流れ』(http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-1.html 2014/9/3 最終閲覧)